

# セグロウリミバエの防除協力依頼

4月14日より本害虫が寄生する作物(ウリ科中心)の移動規制が始まり、家庭菜園等での栽培自粛依頼をしていましたが、7月1日時点、本村でも5地点においてセグロウリミバエの発生が確認されています。全てが露地栽培で、経済栽培では行われる農薬や袋、ネットがけ等による防除が行われていない状況のもと発生しています(ほとんどが自家消費と直売所向け用)。

物価高騰により露地で栽培できる野菜づくりを行う方が増えている現状ではありますが、本村では5月下旬までの“発生なし”から1か月間で5か所に広がっています。発生地点及びその周辺の寄生対象作物は、除去作業にてまん延防止を図ります。根絶に至る対策である「不妊中放飼」の効果を最大限に生かすためにもセグロウリミバエの発生数を抑える必要があり、その方法としてテックス板(誘殺板)や薬剤散布を発生地点周辺で行っています。

作業は国、県、役場職員を動員して行っております。通常業務に加え、猛暑の中防除作業を行うことから長期間に及ぶことで職員も疲弊し業務への差し障りも懸念されます。また経済栽培の方は本島外出荷に必要な合格ラベルの受領や貼り付け作業の発生(包装容器1個ずつ)、移動検査を受けることで栽培管理に費やしたい時間が減ることとなります。

家庭菜園の方は、ウリ科を中心とするセグロウリミバエの寄生作物の栽培自粛にご理解、ご協力をお願いします。また経済栽培の方は不要な果実類を放置せず、ビニール袋密閉処理や埋設処理(20cm以上深く)などの適切な処分方法の徹底をお願いします。

## 恩納村の セグロウリミバエ 発生状況 (令和7年7月1日時点)

■ 作物に寄生確認地点  
名嘉真、喜瀬武原、  
南恩納、谷茶、山田

■ 寄生が  
確認された作物  
トウガン、ヘチマ、  
ゴーヤー、  
ミニトマト、きゅうり、  
マクワウリ

### A: セグロウリミバエ寄生果が見つかった場合の処分方法 (殺虫・拡散防止対策が中心)

#### ①埋設処理

- 寄生が疑われる果実や残渣等を、農家圃場や家庭菜園の隅に穴を掘って埋設処分する。その際、できるだけ深い穴を掘り、20cm以上の厚さの土をかぶせる。
- 埋設が浅すぎると、幼虫が生き残ってサナギになり、羽化してくることがあるため、要注意。



#### ②密閉・陽熱処理

- 寄生が疑われる果実や残渣等を穴などない丈夫なビニール袋に入れて密閉し、虫が死滅するまで太陽熱で蒸し込む。  
(夏場の青天なら1週間、冬場は1か月程度が目安)
- 処理後は地域のルールに従って処分する。  
(お住いの自治体に別途ご相談ください。)



#### ③茎葉の早期片付け

- ウリ科野菜は収穫後も枯れずに果実や雌花を付け続けるため、収穫後はトラクターで早めに茎葉をすき込み片づける。
- 不要な果実が圃場に残っていると、すき込み後に発芽・生育してくる場合があるので不要果実は①②の方法で事前に処理しておく。



#### ④冷凍処理

- 家庭菜園等で量が少なければ、冷凍処理という方法もある。
- ビニール袋などに密閉して冷凍庫で2~3日間凍らせ虫が死滅してから家庭ゴミとして処分する。



※幼虫が見つからない場合でも、不要な果実の処理は上記のとおり処分をお願いします。

お問い合わせ:農林水産課 ☎966-1202